

京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）

よくあるお問合せ

<対象世帯・給付基準について>

Q1 私（の世帯）が「京都市くらし応援給付金（令和7年度住民税非課税世帯）」（以下、「給付金」という。）の支給対象世帯かどうか確認したい。

A1 支給対象は、以下1～4の要件を全て満たす世帯です。対象世帯には、4月上旬から案内文書を郵送予定です。

- 1 基準日（令和8年1月30日）時点で、本市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。
- 2 世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- 3 令和7年1月1日時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯ではないこと。

<例>令和7年1月2日以降に日本に転入され、令和7年度住民税の課税対象外である留学生等の単身世帯は受給できません。

- 4 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯ではないこと。

<例>親（課税者）に扶養されている大学生（非課税）等の単身世帯や、子（課税者）に扶養されている親の世帯（非課税）等は受給できません。

Q2 A1における4の「扶養親族等」の定義は何か。

A2 本給付金における「扶養親族等」とは、令和6年12月31日の現況において、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

Q3 親（課税者）に扶養されている単身世帯の大学生であるが、支給対象か。

A3 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q4 生活保護・年金受給世帯であるが、支給対象か。

A4 A1の支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。

Q 5 修正申告又は生活保護世帯で市・府民税の減免手続きを行い、令和7年度住民税が均等割非課税となったが、給付金を受給できるか。

A 5 世帯全員の令和7年度住民税が均等割非課税となった場合は給付金の支給対象となります。

Q 6 令和7年1月2日以降に日本に入国した単身世帯であるが、支給対象か。

A 6 令和7年1月1日時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q 7 基準日の翌日（令和8年1月31日）以降、京都市から転出した場合でも支給対象か。

A 7 令和8年1月30日時点において本市に住民登録があれば、1月31日以降に京都市から転出された場合であっても、支給対象となります。

<振込時期>

Q 1 【支給のお知らせ】いつ頃に振り込まれるのか。

A 1 4月末頃の振込となります。

Q 2 【確認書、申請書】申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A 2 不備のない書類の受付後、概ね1か月程度で振込となります。

<その他>

Q 1 今回の給付金は、所得税課税の対象となるのか。

A 1 所得税の計算における所得に含まれます。

Q 2 給付金は、生活保護受給世帯の場合収入認定となるのか。

A 2 支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）について収入として認定しない取扱いとなっています。

Q 3 なぜ給付額は5,000円なのか。

A 3 国においては1人当たり3,000円を目安として示しているなか、京都市では市民全員にデジタル地域ポイントを一人当たり5,000円給付する準備を進めており、住民税非課税世帯には、さらに1世帯あたり5,000円を給付することとしています。限られた財源の中でできる限りの支援として検討させていただきました。